

利用者の皆さまへ

熊本県立青少年の家指定管理者
ひとづくり JAPAN ネットワーク・三勢共同体
代表者 特定非営利活動法人ひとづくり JAPAN ネットワーク
理事長 中 川 保 敬

施設使用料の改定について(お知らせ)

日頃より熊本県立青少年の家の運営につきましては、格別の御理解を賜り、感謝申し上げます。

さて、県立青少年の家条例によって定められている施設使用料の改定が、令和8年2月の県議会において可決されました。

このことを受けて、下記のとおり料金改定を実施させていただくことになりましたので、あらかじめお知らせいたします。

利用者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層のサービス向上に努め、安全・安心なサービスをお届けして参りますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 新料金の適用
令和9年 4 月 1 日以降入所の団体より

2 新料金

区 分				利用料の額		備 考
				一般の者	高校生以下の者	
天草青年の家 菊池少年自然の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟	1人1泊につき	690円	260円	
			(改定後料金)	780円	300円	
		キャンプ場	1人1泊につき	320円	100円	
			(改定後料金)	360円	120円	
	宿泊を伴わない施設等利用	1人1日につき	100円	50円		
		(改定後料金)	120円	60円		
豊野少年自然の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟	1人1泊につき	690円	260円	
			(改定後料金)	780円	300円	
		キャンプ場	1人1泊につき	320円	100円	
			(改定後料金)	360円	120円	
	宿泊を伴わない施設等利用	1人1日につき	100円	50円		
		(改定後料金)	120円	60円		
	プレイホール冷暖房設備利用		1団体1時間につき	600円		※新規設定
	あしきた青少年の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟	1日1泊につき	1,110円	420円
(改定後料金)				1,250円	470円	
キャンプ場			1日1泊につき	320円	100円	
			(改定後料金)	360円	120円	
宿泊を伴わない施設等利用		1人1日につき	150円	50円		
		(改定後料金)	170円	60円		
文化ホール利用		1団体1時間につき	1,570円			
		(改定後料金)	1,760円			
マリノ活動費（研修船艇使用料を含む）		1人1回につき	100円			
		(改定後料金)	110円			

備考
1 「高校生以下の者」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に在学する者をいう。
2 小学校の始期に達するまでの者については、使用料は無料とする。
3 豊野少年自然の家の「宿泊を伴う施設等利用」及び「宿泊を伴わない施設等利用」における「施設等」とは、プレイホール冷暖房設備を除いた施設等をいう。
4 あしきた青少年の家の「宿泊を伴う施設等利用」及び「宿泊を伴わない施設等利用」における「施設等」とは、文化ホール及びマリノ活動研修船舶を除いた施設等をいう。

- 3 その他
施設使用料の免除に関することについては、利用する施設へお問い合わせください。